

住まいに関する支援制度一覧

市町村名：南牧村

区分	事業名称	融資・助成の対象となる（工事）内容	対象（者）要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	H P掲載（リンク先）	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	助成 南牧村定住促進奨励金	住民自ら居住する住宅を新築または増改築した場合、一定条件を満たしている者に対し、奨励金を交付します。	1 南牧村に住所を有し、現に居住している者 2 奨励金の支給を受けた後、引き続き10年以上にわたって本村の住民基本台帳に登録し、生活の本拠地とすること。 3 定住の意思がある者で、かつ、同一世帯内で、公租、公課の義務がある者にあっては、その義務を完全に履行していること。	新築 50万円 増改築 20万円			工事が完了し 引き渡し後6 ヶ月以内随時 受け付け		村づくり 雇用推進 課	0274-87-2 011	http://www.nanmoku.ne.jp/modules/life/index.php?content_id=10	新築・増改築面積要件 費用要件あり
リフォーム資金 (重度身体障害者（児） 住宅改造費助成制度等)	助成 南牧村重度身体障害者（児） 住宅改造費補助	住宅設備を障害者に適するよう改造する場合、その事業に要する経費について補助金を交付します。	1 村内に住所を有し、現に居住している者 2 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 3 身体障害者福祉法施行規則により一定の条件に該当する者 4 前年の所得年額12万円以下の世帯に属する者	50万円／戸			毎年6月末日 まで		保健福祉 課	0274-87-2 011	http://www.nanmoku.ne.jp/modules/sukushi/index.php?content_id=20	新築工事は対象外
合併処理浄化槽設置費	助成 南牧村戸別合併処理浄化槽整備事業	浄化槽本体と本体設置にかかる費用を助成します。	南牧村に住所を有し、常時居住する者				随時受け付け		振興整備 課	0274-87-2 011	http://www.nanmoku.ne.jp/modules/life/index.php?content_id=20	
耐震診断費	助成 南牧村木造住宅耐震診断者派遣事業	村内に存する木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合、村が耐震診断者を派遣し、その費用を助成します。	村内に存する木造住宅で次の各号に該当するもの 1 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの） 2 平屋建て又は2階建てのもの 3 在来軸組工法によって建築されたもの	3万円／戸			随時受け付け	年間3戸	振興整備 課	0274-87-2 011	http://www.nanmoku.ne.jp	